

一般財団法人 長野県文化振興事業団

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 労働者の各月ごとの平均残業時間等が特に長い月がある

課題2： 労働者の各月ごとの平均残業時間等で特に労働時間が長い雇用管理区分がある

3. 目標

- ・ 労働者全体の残業時間を月平均20時間以内とする
- ・ 有給休暇取得率を30%以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 長時間残業を削減するための意識啓発を行う

- 令和 4年 4月～ 週のうち、ノー残業デーを実施できる日を所属ごとに定める。
- 令和 4年 5月～ ノー残業デーを実施する。

取組2： 属人的な業務体制を見直す（複数担当制、多能工化等によりカバー体制を構築する等）

- 令和 4年 4月～ 業務の見直しをし、省力化、効率化できる業務を洗い出す。
- 令和 4年 5月～ 事務分担の偏りを平準化し、複数担当制、多能工化等、一人にかかる業務を分散する。

取組3： 働き方に関するマネジメント研修を管理職に実施する

- 令和 4年 7月～ 所属において、必要なマネジメントは何か分析をする。
- 令和 4年 10月～ 事務局において必要な講師による研修を企画する。
- 令和 4年 12月～ 習得したマネジメント内容により、働きやすい職場に必要な取り組みを各職場で実施する。

取組4： 帰りやすい職場風土づくり等に向けて、管理職自身の勤務時間管理を徹底する

- 令和 4年 4月～ 長時間労働になっている課についてデータにより確認する。

- 令和 4年 6月～ 管理職自ら課員に声をかけ、帰るようにし、自身も遅くまで残業をしないようにする。
- 令和 4年 7月～ 帰れない職員がある場合は、逐次、ヒアリングを行い、職員の業務の進捗を確認。管理職が必要な指示、マネジメントを行う。

取組 5：有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 4年 4月～ 有給が取得できない原因の把握について職員ごとに管理職がヒアリングを行う。
- 令和 4年 7月～ 上記の原因を取り除くように策を講じる。
- 令和 4年 10月～ 職員に取得について、啓発を行い、閑散期に積極的に取得をするように管理職が啓発を行う。